

夢への挑戦応援し続けます！ 教育支援資金貸付のご案内



高校・専門学校・短大・大学への入学時や在学中に必要な費用を**無利子**でお貸します。
(相談・申込随時)

対象世帯

低所得世帯…世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍以下の世帯
※地域・家族構成等で算出されます。詳しくはお住まいの市町村社会福祉協議会へご相談ください。

対象となる学校と貸付金額

対象となる学校		教育支援費 (貸付上限月額・主な用途)	就学支度費 ※入学時のみ (貸付上限額・主な用途)
①	高等学校	35,000 円/月額	500,000 円 入学時にかかる入学金・制服代や、学校で購入を指定されているパソコンの経費 等
②	高等専門学校	60,000 円/月額	
③	短期大学 専門職短期大学 専門学校		
④	大学 専門職大学	65,000 円/月額	

修学中に必要とする授業料等の各種経費や、通学定期代 等

償還（返済）方法

償還（返済）は20年以内

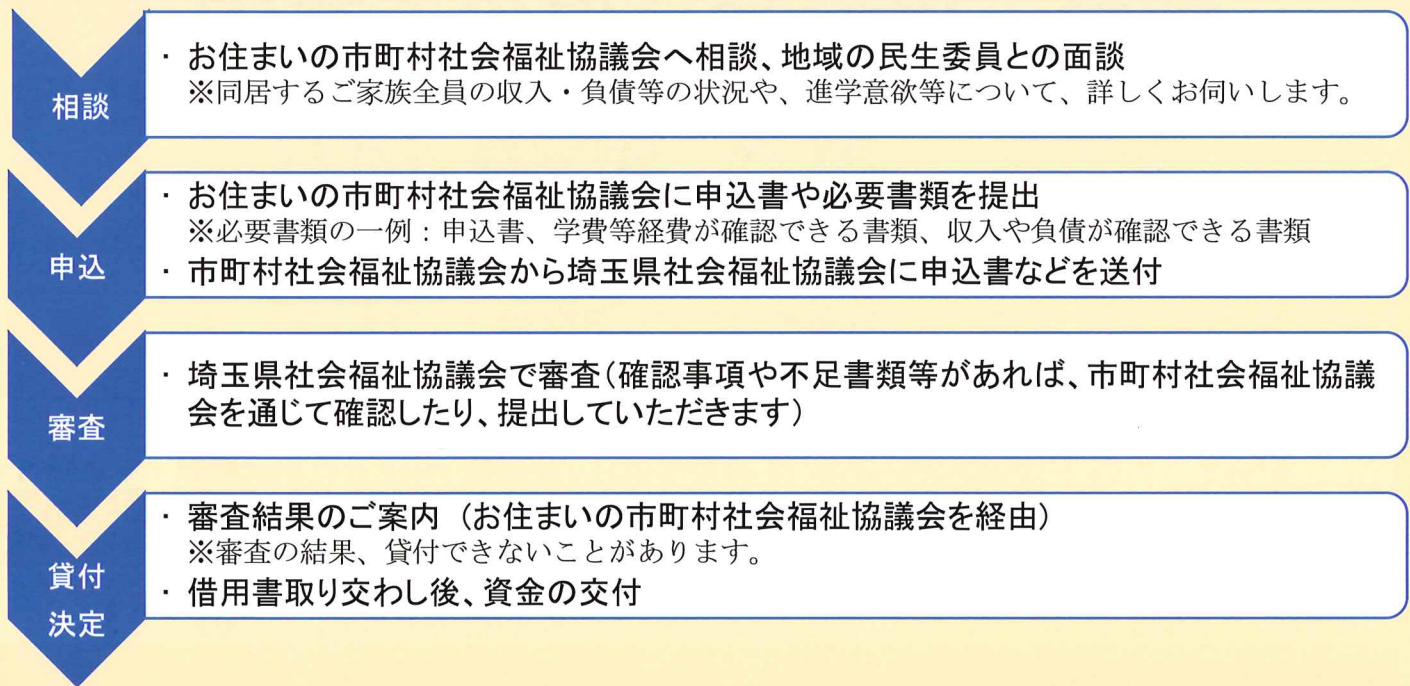
例：120万円借りて、20年で償還する場合、毎月の償還額は5,000円です。

※貸付を受けて修学した学校を卒業して6か月後から償還（返済）が開始します。

その他、申込前にご確認いただきたいこと

- ①修学する本人が資金の借入申込者(借受人)、世帯の生計中心者(主に親)が連帯借受人となります。
- ②相談・申込みの窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会です。
- ③教育支援資金より優先して利用していただくことが必要な他制度があります。(裏面参照)
※他制度の申込が間に合わなかった、他制度では不足する場合はご利用いただけます。
- ④受験する学校が決まっていれば、入学(合格発表)前でも申込みができます。
※合格発表後、進学する学校が決まったら、進学する学校の分の送金をします。
- ⑤申込みは1年ごとに必要です。
例：4年制大学に入学する場合、貸付は1年生分のみ。2年生に進級する際にも貸付が必要な場合、再度の申込みは可能。 **家計急変などの場合、年度途中でも申込できます。**
- ⑥貸付には審査があるため、納入期限に間に合うよう余裕をもって申込みしてください。
※申込みから資金交付までに、概ね1か月程度かかります。
- ⑦貸付後は貸し付けた資金を何に使用したか確認するため、領収書等(資金用途報告書)を提出いただきます。

借入申込相談から貸付決定までの主な流れ



教育支援資金以外の主な他制度について

教育支援資金との関係	制度名	利子	実施主体
教育支援資金より優先してご利用(相談)していただくことが必要	母子及び父子並びに寡婦福祉資金	無利子	県・政令市・中核市(市役所・福祉事務所に相談)
	埼玉県高等学校等奨学金	無利子	埼玉県 教育局 財務課 授業料・奨学金担当
	給付型奨学金	給付	日本学生支援機構(在学している高校等に相談)
	第一種奨学金	無利子	日本学生支援機構(在学している高校等に相談)
教育支援資金との併用が可能	第二種奨学金	有利子	日本学生支援機構(在学している高校等に相談)
	国の教育ローン	有利子	日本政策金融公庫

高等教育の修学支援新制度について

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯 ②学ぶ意欲のある学生
概要	<ul style="list-style-type: none"> ①授業料・入学金を各学校が上限額まで減免します。 ②給付型奨学金は日本学生支援機構が受け付けます。

※教育支援資金以外の他制度、高等教育の修学支援新制度を優先して利用していただく必要があります。

詳細は、お住まいの市町村社会福祉協議会または埼玉県社会福祉協議会までお問い合わせください。

申込相談先: お住まいの市町村社会福祉協議会(QRコードをスキャン⇒)

問い合わせ: 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 資金課(TEL:048-822-1192)

